



奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験案内

<技術・資格職>

令和6年4月

奈良県総務部行政・人材マネジメント課

受付期間 募集内容に応じて随時受付

※ 募集に関する問い合わせ及び応募先は、
 〒630-8501 奈良市登大路町30
 奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係
 電話 0742-27-2052 (ダイヤルイン)

1. 募集内容

- 奈良県行政・人材マネジメント課ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/45593.htm>) において、採用職種や採用予定人員等を掲載し随時更新しますので確認いただくか、奈良県行政・人材マネジメント課採用係までお問い合わせください。

採用職種 [育児休業代替任期付職員]	勤務地	職務内容
技術・資格職	知事部局（本庁、出先機関）、教育委員会事務局、水道局などに勤務	育児休業職員の代替として、知事部局（本庁・出先機関）、教育委員会事務局、水道局などに勤務し、職種に関する行政全般等に従事

- 育児休業代替任期付職員は、育児休業職員の代替として、本務者の育児休業期間を任期の限度として勤務する職員です。
- 任期に定めがあることや、育児休業や育児短時間勤務をすることができないこと以外は、任期の定めのない職員と同等の職務内容、勤務条件となります。
- 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に3年間登録し、この登録者の中から第二次選考の受験者を順次決定し、第二次選考の合格者を採用します。
- 任期は、おおむね5か月以上3年未満で、職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに決定します。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても採用されない場合があります。

2. 任期

本務職員の育児休業請求期間に応じて採用者ごとに任期を決定

※おおむね5か月以上3年未満

※職員が育児休業請求期間を短縮又は延長した際は、採用時に決定した任期を短縮又は延長する場合があります。

※育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として臨時的任用する場合があります。

3. 応募資格

次の（１）及び（２）のいずれの要件もすべて満たす人

（１）次の資格等についての要件をみたす人

職種	資格等についての要件	
技術	土木	高校又は大学等で主として土木に関する科目を修めて卒業した人 若しくは、土木に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	農学	高校又は大学等で主として農業に関する科目を修めて卒業した人 若しくは、農業に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	林学	高校又は大学等で主として林業に関する科目を修めて卒業した人 若しくは、林業に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	建築	以下の <u>いずれかに該当する人</u> ・高校又は大学等で主として建築に関する科目を修めて卒業した人 ・一級又は二級の建築士の免許を有する人 ・建築設備士の資格を有する人 ・建築に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	化学	高校又は大学等で主として化学に関する科目を修めて卒業した人 若しくは、化学に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	総合電機 （電気）	高校又は大学等で主として電気に関する科目を修めて卒業した人 若しくは、電気に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	総合電機 （機械）	高校又は大学等で主として機械に関する科目を修めて卒業した人 若しくは、機械に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
	心理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学の専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した人 若しくは、心理に関する分野で4年以上の実務経験を有する人
資格職	獣医師	獣医師免許を有する人
	保健師	保健師免許を有する人
	薬剤師	薬剤師免許を有する人
	臨床検査技師	臨床検査技師資格を有する人
	学芸員	学芸員資格を有し、かつ、募集内容に示す分野に関し大学等で専攻した人
	管理栄養士	管理栄養士資格を有する人
	精神保健福祉相談員	精神保健福祉士資格を有する人

（２）次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条に該当しない人）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※国籍についての要件

- ・日本国籍を有しない人は、在留活動に制限のない日本国在留の資格を有する場合に応募できます。
- ・「日本国籍を有しない人は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできない」とする公務員に関する基本原則に基づいた任用がなされます。

4. 選考等日程・会場・合格者発表


	日 程	会 場	合 格 者 等 発 表
第一次選考	書類選考 募集内容に応じて 随時応募を受付	—	<ul style="list-style-type: none"> 応募内容確認後10日程度以内に、選考試験応募サイト（以下「サイト」という。）を通じて合否を通知 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に登録
第二次選考	面接 「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」登録後、随時面接を実施	別途通知	面接実施後10日程度以内に、サイトを通じて合否を通知

※ 第二次選考の合格者に対して、職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかの判断を行うため、採用予定時期に応じて県の指定する医療機関において健康診断を随時実施します。

5. 選考等の概要

種 目	内 容
第一次選考	書類選考
第二次選考	面接

6. 応募手続

応募受付期間	募集内容に応じて随時応募を受付
応募方法	<p>サイトを通じた電子申請（スマートフォンからの応募も可能）</p> <p>【申込URL】 https://imk.pw/c/F2E288YTE3k5AmFy </p> <p>※サイトを通じた電子申請による応募のみ受け付けます。 郵送及び持参による応募は受け付けません。</p> <p>※上記URLまたはQRコードから応募手続を行ってください。</p> <p>※別添「奈良県育児休業代替任期付職員採用登録選考試験＜技術・資格職＞利用案内」を必ず確認した上で応募してください。</p> <p>※応募内容等に不備のない方に対して、3日程度以内に改めて「第一次選考応募受付完了通知」メールを送付します。</p>
提出物	<p>サイトでの応募の際、以下の書類を提出いただきますので予めご準備ください。</p> <p>○自己PR書 （様式は、奈良県行政・人材マネジメント課ホームページよりダウンロード）</p> <p>○応募資格をみたます証明書等 （技術）応募資格をみたます卒業証明書及び成績証明書 又は応募資格をみたます実務経験を証する在職証明書 （資格職）応募資格をみたます免許又は登録証の写し ※学芸員は、資格証明書等の写しに加え、応募資格をみたます卒業（見込）証明書及び成績証明書</p>

7. 給料等

<p>初任給</p>	<p>採用までの前歴等に応じて条例等の定めるところにより決定します。 (参考) 大学等卒業程度で採用前に前歴がない場合： ○技術（4年制大学卒） 月額187,300円 ○資格職 ・獣医師（6年制大学卒） 月額225,500円 ・保健師（3年制短大卒） 月額225,800円 ・薬剤師（6年制大学卒） 月額225,500円 ・臨床検査技師（4年制大学卒） 月額208,800円 ・学芸員（4年制大学卒） 月額185,800円 ・管理栄養士（4年制大学卒） 月額208,800円 ・精神保健福祉相談員（4年制大学卒） 月額187,300円</p> <p>大学等卒業後5年間正社員として応募する職種と同分野の経験がある場合： ○技術（4年制大学卒） 月額217,800円 ○資格職 ・獣医師（6年制大学卒） 月額249,000円 ・保健師（3年制短大卒） 月額251,100円 ・薬剤師（6年制大学卒） 月額249,000円 ・臨床検査技師（4年制大学卒） 月額235,000円 ・学芸員（4年制大学卒） 月額222,200円 ・管理栄養士（4年制大学卒） 月額235,000円 ・精神保健福祉相談員（4年制大学卒） 月額217,800円</p>
<p>その他手当</p>	<p>地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。</p>

※ なお、初任給等は令和6年4月1日現在の条件で表記しています。

※ 配属先によっては上記初任給と異なることがあります。

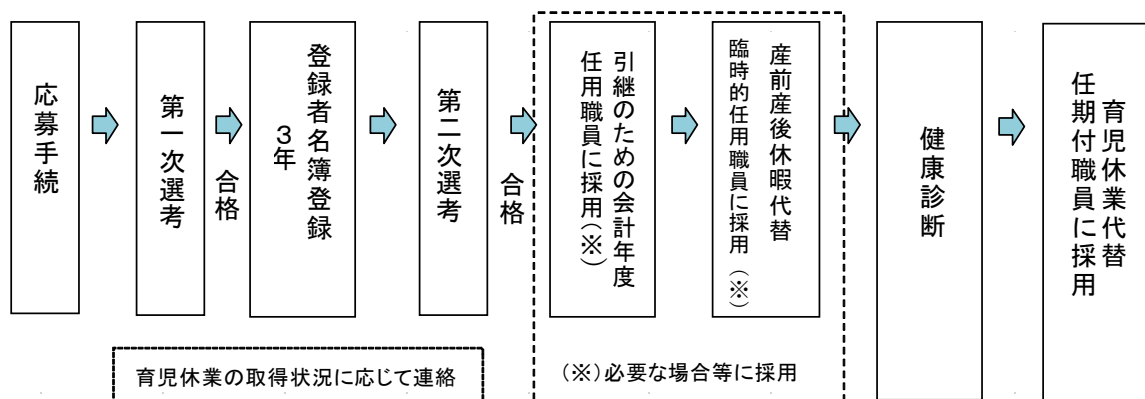
8. 勤務条件等

勤務時間は、1週38時間45分で、原則として週休2日制です。

年次有給休暇等は職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき付与されます。

※なお、勤務条件等は令和6年4月1日現在の条件で表記しています。

9. 選考試験から採用までの流れ



- 第一次選考の合格者を「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に3年間登録します。
- この登録者の中から第二次選考の受験者を順次決定し、第二次選考の合格者を採用します。
- 職員の育児休業の取得状況に応じて第二次選考を実施するため、登録者ごとに第二次選考の時期や採用時期、任期が異なります。
- 職員の育児休業の取得状況によっては、登録されても第二次選考の対象とならず、採用されない場合があります。
- 育児休業代替任期付職員の採用に先立って、産前産後休暇の代替職員として、臨時的任用する場合があります。産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期は、おおむね16週間（多胎妊娠の場合はおおむね22週間）です。
- 配属先の所属が必要と判断した場合、育児休業代替任期付職員もしくは産前産後休暇代替臨時的任用職員の任期開始以前、又は育児休業代替任期付職員の任期終了以降、業務引継のために出勤を依頼することがあります。その場合の勤務日は任期前後それぞれ1日（スケジュール調整の上決定）で、給料に相当する報酬日額7,933円、地域手当に相当する報酬及び通勤費用を支給します。

10. その他

- 育児休業代替任期付職員又は産前産後休暇代替臨時的任用職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- 「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」に登録され、第二次選考に合格した後採用日の前日までの間は他の職に就くことは可能ですが、採用後は地方公務員法第38条により兼業が禁止されています。（引継のための会計年度任用職員や産前産後休暇代替臨時的任用職員も同様です。）
- 任期中において、場合により配置換えとなることがあります。（配置換えに伴い、給料額が変わることがあります。）
- 任期満了後も、「育児休業代替任期付職員登録者名簿（技術・資格職）」の登録期間中は、別の育児休業代替任期付職員等として任用することがあります。
- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間、選考の結果（総合得点及び順位）について、口頭により開示を請求することができます。
なお、詳細については、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係

〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-2052（ダイヤルイン）